

内部仕分け調書

子ども未来部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)		目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価	
			職員	嘱託							
1	妊娠婦保健指導費	あり	0.3	0.0	0.2	妊娠届出書を提出した妊娠婦に対し、妊娠、産婦および乳幼児期を通じ一貫した母子保健対策を実施するため、母子健康手帳を交付し、必要な保健・育児情報を提供し、母性ならびに乳児、幼児の健康の保持増進を図る。	市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。(母子保健法第16条) また、母子保健の向上という観点から、健康診査、保健指導、子育て支援のための情報提供等を通じ、妊娠婦を支援する必要がある。	・母子健康手帳セット(母子健康手帳、妊娠婦向け副読本、啓発リーフレット等)の作成(年間2,200セット) ・妊娠届出書の受理および母子健康手帳の交付 ・妊娠届出書による妊娠データベースの管理 ・マタニティマークの普及・啓発を通じた「妊娠婦にやさしい環境づくり」の推進 ・ハイリスク妊娠(若年、多胎、妊娠届出週数30週以降)に対する保健指導等 ・事業の広報(ホームページの作成、更新など)	本事業により、妊娠が出産や子育てに必要な知識を獲得できるほか、若年妊娠婦やハイリスク妊娠などの早期把握ができ、適切な保健指導を実施できる。	193	現行どおり
2	産後うつ・育児支援事業費	あり	0.7	0.3	0.0	産後うつ病等の心の問題をもつ母親を早期に把握し、適切な支援を行うことで、育児不安の軽減や母子関係の安定を図り、虐待の発生を予防し、子どもの健やかな育ちを支える。	産後うつ病質問票の活用により、早期に専門機関(医療機関・相談機関など)へつなげることができる。また事例検討会を開催することで知識が深まり、困難事例の支援計画を広い視点で検討することができる。	・産科医療機関から送付された産後うつ病調査票の管理 ・ハイリスク産婦や乳児への訪問指導で実施した産後うつ病調査票のとりまとめと支援計画の検討 ・事例検討会の開催と今後の支援計画の検討	産後うつ質問票の活用により、通常のやりとりでは聞き取りにくい母親の精神面や育児に対する感情等を把握しやすい。このことから早期に支援を開始し、問題解決をすることができる。また精神疾患等を発症した場合は、改善とはなりにくいが、困難事例として事例検討会において支援計画を検討できた。	78	現行どおり
3	こにちは赤ちゃん事業費	あり	1.0	0.0	0.0	生後4か月までのすべての乳児に家庭訪問をし、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、虐待予防を含めて、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする。	児童福祉法第21条の9において「市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、乳児家庭全戸訪問事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない」と定められており、子どもを健やかに育てるうえで、児童虐待予防や養育支援の観点からも必要な事業である。	・訪問員の養成およびサポート ・対象者台帳の作成、管理 ・家庭訪問業務 ・訪問事後カンファレンス ・訪問員の委託契約に関わる業務 ・子育て支援交付金に関わる業務 ・訪問員への委託料支払い業務	・生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を行うことで、子育て支援に関する情報を提供することができた。 ・母親の育児に関する不安や悩みを傾聴することで、育児不安やストレスの軽減につながり、児童の健全育成に資することができた。	2,211	現行どおり
4	乳幼児等健康診査事業費	あり	4.0	1.2	0.6	一定の月齢の健康診査を実施することにより、子どもの疾病や障害を早期に発見し、早期治療や早期療育につなげるとともに、育児に関する様々な相談に応じ、適切な指導を行うことにより、子どもの健全育成を図ることを目的とする。	母子保健法に基づく事業であり、子どもの健康状態や育児状況を把握し、適切な指導を実施できることから、子どもの健康の保持増進、健全な子育て支援のために重要である。	・乳幼児健康診査の企画・実施・評価(3~4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診) ・2次健診の企画・実施・評価(経過観察健診、小児肥満フォロー児健診) ・精密健康診査業務 ・代替医師派遣依頼業務(子ども未来部小児科医師が休務の場合)	子どもの発育・発達を把握し、疾病や障害の早期発見による適切な治療・療育につなげることができた。 また、個々の子どもの特性や親子関係を把握することにより、適切な養育支援を実施することができた。	1,386	現行どおり
5	乳幼児保健指導費	あり	5.7	0.5	0.0	乳幼児健康診査の未受診児の把握・支援を充実することにより、育児不安の軽減を図るとともに、虐待予防・閉じこもり育児の親子への保育相談・指導を徹底することで、子どもの健全育成や児童虐待防止等を図る。	健康診査未受診者の中には、産後うつ状態、虐待を引き起こしやすい状態、閉じこもり等育児上の問題を抱える保護者や発達上の遅れまたは障がいを持つ乳幼児が潜在していると考えられる。健診の受診勧奨を行うことで、必要なケースを育児支援につなげることができる。	・未受診者への受診勧奨(通知、電話) ・未受診者への子育てアドバイザーによる家庭訪問 ・保育園・幼稚園への連絡時の情報把握 ・母子管理システムによる未受診児データベース管理業務 ・保健師、臨床心理士による家庭訪問や発達相談およびその記録整備 ・関係機関との連絡、健康教育など ・乳幼児の事故防止指導(個別指導、健康教育等)	健診未受診者への受診勧奨を行うことにより受診率の向上につながったほか、健診等で把握した支援が必要な母子に保健師等が訪問し育児支援を行うことで、児童虐待等のリスク要因の解消に資することができた。	1,022	現行どおり
6	歯科保健事業費	あり	0.0	0.0	0.0	母子保健の一環として、母親および乳幼児の口腔疾患・異常の発生を予防し、母親の健康保持と胎児および乳幼児の健全な発育を図ることを目的とする。	母子保健法等の法令により、乳幼児歯科保健対策は母子保健業務とともに市町村業務として定められ、母親の健康保持、乳幼児の健全育成のために重要である。	総合保健センター内の口腔保健センターを運営する歯科医師会への委託、および直営で、東部地区で乳幼児健診とあわせて年間6回、以下の歯科検診事業を実施。 ・10か月児歯科健康相談 ・1歳6か月児歯科健康診査 ・3歳児歯科健康診査 ・幼児歯科健康診査(フッ化ソーダ塗布)	乳幼児では、10か月、1歳6か月、3歳と成長に応じた歯科保健指導を実施し、あわせて満1歳からフッ素塗布によるむし歯予防処置を実施した結果、3歳児歯科検診では、むし歯保有者率が過去5年間で7.7%減少している。	9,556	現行どおり
7	母子健全育成事業費(思春期保健関係)	あり	0.2	0.0	0.0	心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長できるように支援することにより、健全な母性および父性の育成を図る。	思春期における問題行動は複雑であり、多岐にわたっていることから、行政として思春期の正しい知識の普及啓発の事業を担うことは、大変重要である。	・思春期保健相談(主に電話相談) ・思春期保健講演会(講師との連絡調整、開催案内・広報、共催機関との連絡調整、資料作成、報酬支払い業務) ・思春期教室《出前健康教育形式で実施》《あかちゃんだっこ教室》《思春期教材の貸し出し》 (開催案内、集約業務、連絡調整、資料作成、講話、ふれあい体験学習の補佐、物品管理、貸し出し調整) ・思春期保健連絡会(開催案内、集約業務、資料作成)	「思春期保健連絡会」は思春期の子どもたちを支援するうえで関係職種が集まり、連携、情報交換を行ってきた。「思春期保健講演会」は、思春期の正しい知識の普及や啓発をするため、関係職種や一般市民を対象に実施してきた。「思春期教室」は毎年一定の申し込みがあり、学校からのニーズがある。民間団体への申し込みと併せ、市内小・中・高校への出前事業は増えている。	453	現行どおり

内部仕分け調書

子ども未来部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)		目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価	
			職員	嘱託							
8	母子健全育成事業費(両親学級)	あり	0.1	0.0	0.0	妊婦とその夫に対して、妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及を行い、妊婦や子どもを取り巻く環境を整えることによって、健全なマタニティライフを送ることができるようにするとともに、子どもの健全育成を図ることを目的とする。	核家族化や地域連帯意識の希薄化など、妊婦を取り巻く環境がますます変化していく現状のなかで、心身に最も大きな影響を受ける妊婦を理解し、支えるために、夫や祖父母を含めた家族を対象として、適切な情報の提供、父親の育児参加の啓発を行っていく必要がある。	【教室】 <ul style="list-style-type: none">・対象 妊娠4か月以降の初妊婦・夫・育児に協力する者(祖父母等)・内容 ①実習(沐浴、赤ちゃんの抱き方、授乳の仕方他)、②妊婦シミュレーター体験(妊婦疑似体験)、③グループでの話し合い 【講演会】 <ul style="list-style-type: none">・対象 教室と同様・内容 ①管理栄養士講話、②歯科衛生士講話	本事業は父親の育児参加を促し、周囲の祖父母等の家族が母親の育児を支える環境づくりに寄与したと考える。しかし、母親自身の育児力を高めるような取組みも必要と考える。	134	現行どおり
9	母子保健情報管理システム経費	なし	0.0	0.0	0.0	GPRIME保健総合システムに母子保健事業や予防接種事業に関する各種データを入力することにより、事務処理における利便性の向上と効率化が図られるほか、健康診査受診歴と予防接種履歴などが一括で参照できることにより、ケースの特性の把握や、効果的な保健指導等に資することができる。	母子保健事業および予防接種事業が増加しつつある中で、母子保健情報の一元管理は、事務処理の効率化と市民サービスの向上のため必要であることはもとより、厚労省の「定期の予防接種実施要領」において、予防接種台帳の作成・管理・保存が定められており、市町村業務の遂行上不可欠である。	・リース料の支払い業務、機器保守点検業務	・GPRIME保健総合システムを活用することにより、ケース個々の健康状態や健康診査受診歴、予防接種の接種情報等が速やかに把握でき、効果的な育児支援、保健指導を実現できた。	1,727	現行どおり
10	児童センター運営費	あり	0.1	4.0	0.0	児童に健全な遊びを提供して、児童の心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。	当該施設の運営により、子どもの遊び場の提供や、近年低下傾向にある子育て力向上への支援などが期待され、必要性が大きい。	施設の機能としては遊戯室、図書室、集会室等を設置しており、児童の自主性を尊重しながら、児童厚生員が児童との遊びの機会を持つほか、遊びの指導を行っている。また、保護者の子育ての支援、地域の健全育成の環境づくり等の支援を行うことで、児童の健全育成と地域の子育て力向上が推進されている。	児童の自主性を尊重しながら、児童厚生員が児童との遊びの機会を持ち、遊びの指導を行い、また、保護者の子育ての支援、地域の健全育成の環境づくり等の支援を行うことで、児童の健全育成と地域の子育て力向上が推進されている。	1,690	見直し
11	家庭児童相談関係経費	あり	0.1	1.5	0.0	家庭での人間関係の健全化、育成化など家庭児童福祉の向上を図るための相談指導援助を目的とする。	子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育園・幼稚園・学校での問題など、0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談を受け付けるとともに、本市への児童虐待通告の窓口としても機能している「子どもなんでも相談110番」の運営に関する経費であり、平成19年10月の開設以来、年々相談数も増加し、本市における家庭児童福祉の根幹をなす相談窓口として、不可欠な業務である。	子育て、不登校、虐待等に対する相談(電話、Eメール、面接等)に対し、専門の相談員2名(嘱託職員)が対応している。	本市の家庭児童福祉の向上はもとより、児童虐待の早期発見と早期対応、および予防に大きく寄与している。	50	現行どおり
12	子育て支援ネットワーク事業費	なし	0.3	0.0	0.0	子育て支援関係団体との交流や情報交換等を円滑に行うことができる連携体制の整備・充実を図り、官民協働による子育て支援を推進する。	少子化や核家族化が進行する中にあって、子育て支援に関わる幅広い団体によるネットワークを構築し、地域全体で子育てを支えていく社会の実現のために必要な取り組みである。	・子育てネットらんど(ネットワーク参加団体による合同イベント)の開催～子どもと保護者が気軽に楽しみながら参加できるイベント ・ネットワーク活動の周知～広報誌の配布や市HPによる情報提供のほか、活動内容を紹介するパネル展を開催 ・全体交流会の開催 ・研修会の開催	当事業の実施により、市と民間団体の関係はもとより、民間団体同士の連携が強化され、これまで、それぞれの団体が独自に活動していたものが共同で活動するようになるなど、新たな動きが生まれている。また、各団体が個別で実施するには限界のあった団体の活動等に関するPRを当事業を通じて行うことにより、効率かつ効果的に市および各団体における活動の周知が図られている。さらには、研修会の実施により参加団体の資質向上に繋がるなど、当市における子育て支援の推進が図られている。	700	見直し
13	すくすく手帳発行費	なし	0.1	0.0	0.0	少子化や核家族化の進行に伴い、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増大している状況を踏まえ、子育てに関する不安や悩みを取り除き、安心して子育てができるよう育児に関する各種の情報などのほかに、子どもの成長記録の書き込みや写真を添付できる子育て応援ハンドブック「すくすく手帳」をすべての出生世帯、未就学児童がいる転入世帯および希望世帯に配付し、子育て家庭を応援する。	市が実施している子育て支援事業や育児に関する情報などを総合的に取りまとめ、子育て家庭に情報提供するもので、各種サービスの利用促進を図るとともに、育児不安の解消の観点からも必要である。	写真、プリントシールの添付や成長記録の書き込みができる情報誌を作成・配付している。(発行部数 3,000部)	すくすく手帳アンケート調査において、利用者の多くが掲載情報について役立っていると回答していることから、本手帳が子育てに関する不安や悩み等の解消に一定程度効果があったものと考えている。	1,806	現行どおり
14	児童虐待防止事業費	あり	0.3	1.2	0.0	児童虐待防止法等、関係法令の改正により、児童虐待に係る通告先として市町村が新たに規定されるとともに、児童相談に応じることが市町村の業務として明確化されたことにより、平成18年8月に「函館市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見・解決に努めている。	左記のとおり、単に関係法令で規定されているという理由にとどまらず、児童虐待の未然防止、早期発見のために協議会の業務の積極的な推進は不可欠である。	協議会の代表者会議、実務者会議(研修会や講演会)、個別ケース検討会議の開催、児童虐待防止の啓発に向けたマニュアルやカードの作成・配布、および協議会の業務に携わる職員の資質向上のための研修を実施している。	協議会の代表者会議・実務者会議の開催により、各構成団体間の情報交換等や、各団体の実務者の資質向上のための研修が効果的に行われた。 また、個別ケース検討会議の開催により、ケースごとの各関係機関の支援・情報共有の連携体制が構築され、適切な対応が可能となった。	425	見直し

内部仕分け調書

子ども未来部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
15	育児支援家庭訪問事業費	あり	0.1	0.3	0.0	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師・家庭児童相談員・ヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。	要保護児童対策調整機関が本事業の中核機関として業務を行っており、適切な養育の確保にとどまらず、虐待防止の観点からも不可欠な事業である。	出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育困難家庭に対し、ヘルパーによる家事等の援助や、保健師などによる育児相談を実施している。	児童の養育に係る支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にあると認められた家庭に、過度な負担がかかる前の段階で、ヘルパー派遣による家事・育児等の援助や、育児相談などを実施し、当該家庭において安定した児童の養育が行えるように支援できた。	710	現行どおり
16	ひろば館事業費	あり	0.1	0.0	0.0	地域の高齢者との世代間交流はもとより、地域における子育て力を高める取り組みを日常的に行うことにより、児童館をコミュニティ形成の場として活用することにより、地域における児童の健全育成、さらには、子育て支援の推進を図ることを目的とする。	当該事業の実施により、近年、低下傾向にある地域力(団結力、教育力、子育て力、犯罪の抑止力等)の向上はもとより、地域の活性化、さらには理想的なまちづくりにつながることが期待される。実施から4年目を迎え、各館でのプログラムも充実し、子育て中の母親や地域住民、子どもたちから好評を得ており、児童館における事業の核として定着していることから、本市の児童館運営に不可欠である。	児童厚生員が中心となり、子育てアドバイザー等のボランティアも活用し、日常的に乳幼児の保護者とその子ども達が自由に遊び、交流できる場を設け、地域における子育て支援を推進する「子育て支援事業」、現代の子ども達が体験する機会の少ない昔の遊びや、おやつ作り等の体験を通して地域の大・高齢者等との交流する「世代間交流事業」、および平日の午前中の時間帯を、地域の住民や子育て中の親子サークル等の活動の場として開放し、地域福祉の向上に資する「地域への施設開放事業」の3事業を柱として、地域との良好な関係を構築し、その成果をもって地域力の向上に向けた気運の醸成を図っている。	事業の実施により、地域の子育て支援の推進、子どもたちと地域の大人・高齢者等との交流促進、および施設開放による地域福祉の向上が図られており、児童館が、子どもたちの遊び場という役割にとどまらず、地域コミュニティ形成の拠点として有効に機能している。	841	現行どおり
17	子育てアドバイザー活用推進費	なし	0.3	0.0	0.0	平成19年度から実施した子育てアドバイザー養成事業において認定した子育てアドバイザーを地域における様々な子育て支援の場で積極的に活用し、地域の子育て力の向上、子育て支援の推進を図る。	子育てアドバイザー養成事業において認定されたアドバイザーを積極的に各種事業に派遣することにより、地域における子育て支援機会の充実を図ることは、地域の子育て力の向上のために欠かせないものである。	・子育てアドバイザーを児童館におけるひろば館事業や保健所における子育て支援にかかる事業などへ派遣 ・アドバイザーの資質向上を図るための研修会を開催 ・アドバイザーで構成する任意のボランティア団体の設立を目指し、連絡協議会設立準備会を立ち上げ協議中である。	児童館で実施している「ひろば館事業」や保健所が実施する子育て支援にかかる事業等での活動を行う派遣事業のほか、自主的な取り組みも行うなど積極的に活動しており、地域における子育て支援体制の充実に欠かせない存在となってきたい。	936	見直し
18	児童遊園所要経費	なし	0.1	0.0	0.0	地域における児童の健全育成を図るため、児童の遊び場としての児童遊園を維持し、充実を図ることを目的とする。	児童遊園における事故防止を万全に図り、利用者への快適な環境を提供するための維持管理経費として必要である。	地域における児童の健全な遊び場として、現在39箇所の児童遊園を設置している。 児童の安全確保に万全を期すため、年2回の遊具の一斉点検を実施し、その結果により補修、塗装、場合によっては撤去している。 年2回の草刈りの実施、および樹木伐採やカラス等の巣の除去は必要に応じ適宜行っている。	遊園内の安全確保と、快適な環境の保持が図られた。	3,979	見直し
19	児童館寺子屋事業費	なし	0.1	0.0	0.0	就労形態や生活スタイルの多様化に伴い、本来、学校だけではなく、家庭において身についていく「理解することや学ぶこと」の習慣づけができる、学習を通じた喜びや楽しさを感じることができない子どもが多くなってきていることから、児童館において子どもの自主性を生かした学習活動を支援することにより、子どもたちの健全育成や児童福祉の推進を図る。	子どもを取り巻く環境がますます厳しさを増す中において、家庭学習の習慣づけの支援を行うことにより、子どもに生活リズムを身につけさせることは、その健全な育成を図る上で必要な取り組みである。	・中島・深堀児童館において、小学2年生を対象に退職校長ボランティアによる学習指導を行う ・児童館ごとに20名を定員とし、10名程度を1クラスとして週2回ずつ実施 ・子どもたちの安全確保の観点から、通学路に変更を生じない学校と近接した児童館で実施している	当該事業に参加している子どもたちの学習に取り組む姿勢に変化が見られていることから、学習の習慣づけに対する効果があると考えられるとともに、利用児童の保護者からも高い評価を得ている。	409	廃止検討
20	子育てアドバイザー養成事業費	なし	0.2	0.0	0.0	育児サークルなどで子育て中の親子に対し、子育てに関する助言・指導を行うほか、親子同士または親子と小・中学生などの世代間交流を図るなど、地域において、子育て支援のための取り組みを積極的に行うことができる人材を育成することを目的とする。	今後も、少子化や核家族化の進展が懸念されており、子育てを見守り支援することができる地域社会の実現を図るために、地域において中心となって活動できる人材を育成する必要がある。	・保育士養成コースを有する短期大学などに委託して養成講座を開催(7日間、22講座) ・アドバイザーの認定に当たり必要と認める受講科目をもとに、委託先との協議により調整したカリキュラムにより開催 ・定員を30名程度とし、全22講座中18講座以上の受講などの条件を満たした者を、函館市子育てアドバイザーとして認定	平成19年度から事業を開始し、子育てアドバイザーの認定者数は152名となり、児童館での「ひろば館事業」をはじめ子育て支援に係る各種事業において積極的に活動しており、地域全体の子育て力の向上に大きく寄与している。	700	現行どおり
21	児童館及び青少年ホール管理運営所要経費(各種行事経費)	あり	1.1	83.0	0.0	児童に健全な遊びを提供して、児童の心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。	施設の運営により、子どもの遊び場の提供や、近年低下傾向にある子育て力向上への支援などが期待され、必要性が大きい。	施設の機能としては遊戯室、図書室、集会室等を設置しており、児童の自主性を尊重しながら、児童厚生員が児童との遊びの機会を持つほか、遊びの指導を行っている。また、保護者の子育ての支援、地域の健全育成の環境づくり、ボランティアの育成の活動ができるよう支援している。	児童の健康を増進し、情操を豊かにするための集団的または個人的な遊びの指導など、児童福祉を増進するために必要な事業の実施とともに、「ひろば館事業」をはじめとする各種行事の実施により、本来の役割に加え、地域における交流拠点としても有効に機能し、地域の児童の健全育成と子育て力向上が推進されている。	800	見直し

内部仕分け調書

子ども未来部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
22	母と子の家管理運営所要経費	あり	0.1	3.0	0.0	児童の健康を増進し、情操を豊かにして明朗な児童の育成をはかるとともに、母親の教養を高め地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。	施設の運営により、子どもの遊び場の提供や、近年低下傾向にある子育て力向上への支援などが期待され、必要性が大きい。	施設の機能としては遊戯室、図書室、研修室等を設置しており、児童の自主性を尊重しながら、児童厚生員が児童との遊びの機会を持つほか、遊びの指導を行っている。また、保護者の子育ての支援、地域の健全育成の環境づくり、ボランティアの育成の活動ができるよう支援している。	児童の健康を増進し、情操を豊かにするための集団的または個人的な遊びの指導など、児童福祉を増進するために必要な事業の実施とともに、「ひろば館事業」をはじめとする各種行事の実施により、本来の役割に加え、地域における交流拠点としても有効に機能し、地域の児童の健全育成と地域社会の福祉の向上が推進されている。	780	見直し
23	青少年育成指導経費	あり	0.2	0.0	0.0	青少年の指導、育成等を目的に実施している。	青少年の育成を行う団体や指導者に支援を行い、次代の担い手として期待される青少年が活動の機会を得られる環境を整えるために必要である。	・青少年問題協議会 青少年の指導、育成等に関する総合的施策の樹立や関係機関相互の連絡調整を図ることを目的とし、年1回開催している。 ・青少年活動表彰 函館市の青少年活動に顕著な功績があった者を表彰し、もって青少年の健全育成の推進を図ることを目的としている。 ・地域子ども交歓会 スポーツなどの交歓会において、表彰状を交付し、地域相互の友情と健康で明るい子どもの育成を図る。など	・青少年問題協議会では、関係機関や学識経験者から、それぞれの立場における現状など意見交換が行われた。 ・青少年活動表彰では、地域で献身的に青少年の健全育成に貢献している者や少年団体活動で努力した個人を表彰した。 ・子ども交歓会では、スポーツ大会などにおける表彰状を交付し、活躍を讃えた。 ・豆記者交歓会において、函館豆記者の出発式や豊川豆記者の函館市長訪問への対応を行った。	283	現行どおり
24	放課後子ども教室推進事業費	あり	0.4	0.0	0.0	地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、小学校の施設を利用し、遊びや交流活動を通して、児童の健全育成を図るとともに、地域との交流を深めることを目的とする。	子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、平成18年5月に当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の放課後対策事業を、一体的に連携して実施してはどうかとの提案を踏まえ、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、「放課後子どもプラン」を創設。	・児童の安全で健やかな居場所の提供 ・保護者や地域住民等との協働による地域との交流 ・遊びや学習に対する意欲および態度の形成 ・その他児童の健全育成上必要な活動 週に1回程度、学校の余裕教室や体育館などを児童の活動場所として、地域住民や保護者、学生などの参画を得ながら、遊びを通して健全育成を図っている。	放課後の安全な居場所の提供や地域住民や異学年との交流が図られた。	3,924	現行どおり
25	街頭補導活動費	あり	0.4	5.0	0.0	関係機関と連携し、少年の非行や問題行動を未然に防止し、健全育成を図ることを目的とする。	補導業務は、警察権限を与えられたものではなく、青少年への声かけを中心として未然に非行を防止するという観点のもと、継続して実施していく必要がある。	1 補導活動の実施 専任補導員(5名)および少年補導委員(小中高の教諭に委嘱548名)がデパート、ゲームセンター、カラオケボックス、公園などを巡回 2 関係機関との連携 専任補導員が、毎月、小中高の生徒指導協議会に出席し、現状報告や生徒指導上の依頼などを行っている。 3 補導センター運営協議会 関係機関との連絡調整や事業報告を行う。 4 広報活動 機関誌「はぐくみ」を年2回発行。 5 環境浄化活動 北海道青少年健全育成条例に基づき、関係機関とともに店舗等への立入調査を実施。(年1回)	関係機関と連携し、青少年への声かけを中心として、育成指導が図られた。	1,294	現行どおり
26	配偶者等からの暴力対策関係経費	あり	0.9	0.0	0.0	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されてから、相談窓口の充実をはじめとする様々な対策がとられ、DVに関する地域社会の関心も高まりつつある。 現在は、国、道、関係団体の協力体制のもと、被害者の保護にあたっているが、DVの根絶を目指し、今後とも継続してDV防止に向けた啓発、ならびにDV被害者に対する支援を行うものである。	被害者からの相談は年々増加し、一時保護件数は一向に減らない状況であり、各ケースの緊急度・危険度の高まり、また複雑化が進んでいる状況のなか、今後さらに市民への啓発、被害者への支援体制の充実を図る事業について、継続的に実施する必要がある。	・配偶者等に対する暴力防止パネル展の開催 ・DV相談窓口携帯カードの作成、配布 ・デートDV防止啓発リーフレット作成、配布 ・各関係機関との連携、協力 ・DV被害者緊急支援対策(市外への移送など) ・市内一時保護施設への移送 ・DV被害者サポーター養成講座の開催	被害者からの相談は増加し、一時保護件数は一向に減らない状況であるが、これは各種啓発事業により、相談窓口や受け入れ施設の周知が図られてきていると考えられる。	579	見直し
27	女性相談関係経費	あり	0.1	2.0	0.0	保護または自立のための援助を必要とする女性に関する生活各般の問題について相談に応じ、必要な指導・助言を行い、女性の保護更生に資することを目的とする。	経済的な問題や離婚のほか、出会い系サイトによる被害、DVなど人に言えないような様々な深刻な問題を抱える女性にとっての相談先として、警察やウイメンズネット等の関係機関と連携しながら、女性を守り、自立支援を行っており、特にDV被害者が多くなっている今日、女性相談室の役割はますます重要なものとなっている。	生活全般について、様々な問題を抱え、保護または自立のための援助を必要とする女性の相談に応じ、必要な制度の紹介や指導、助言を行う。 ・売春防止法による要保護女子に対する相談、更生指導 ・保護または自立のための援助を必要とする女性の相談、援助指導	保護や自立の支援を必要とする女性の相談に応じ、必要な指導・助言を行った。特にDV相談においては、シェルター等への避難などの対応を関係機関とともに迅速に行つた。	98	現行どおり
28	遺児手当	あり	0.1	0.0	0.0	遺児を養育する者に手当を支給することにより、福祉の増進を図る。	遺児を養育する者に手当を支給することで、遺児の福祉に寄与しており必要である。	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあら、父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に手当を支給する。 ・両親を失った遺児の養育者 遺児15歳未満:月額3,000円 遺児15歳以上18歳未満:月額5,000円 ・片親を失った遺児の養育者 遺児15歳未満:月額1,500円 遺児15歳以上18歳未満:月額2,500円	両親または片親を失った遺児の養育者に支給しており、遺児の福祉の向上に寄与している。	1,242	現行どおり

内部仕分け調書

子ども未来部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)		目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託						
29	ひとり親家庭のしおり発行費	なし	0.1	0.0	ひとり親家庭(母子・父子家庭)は、経済的・精神的に支援が必要な状況におかれがちであり、どのような制度が利用できるのか、どんな手続きが必要なのか、ひとり親家庭の福祉の向上を図るために、各種制度や相談窓口等を総合的に紹介した冊子を作成し、母子センターや市の窓口等に備付けています。	ひとり親家庭が、利用できる制度や施策をまとめた冊子であり、その家庭が利用したい制度等が網羅されており、様々な制度の周知に必要な冊子である。	A4版 40ページ 1,300部 掲載内容 (1)手当・年金のこと 遺族年金、児童扶養手当等 (2)暮らしのこと 家事援助、医療費助成制度、生活保護等 (3)すまいのこと 母子生活支援施設 (4)こどものこと 保育園、学童保育、乳児院、児童相談所、修学資金の貸付 (5)仕事のこと ハローワーク函館、パートバンクひまわり 等	ひとり親家庭が利用できる、制度や窓口などの周知を図り、各種の制度の利用や相談に繋がることで、福祉の向上に寄与している。	396	現行どおり
30	母子家庭等就業・自立支援センター事業費	あり	0.1	0.0	就職を希望する母子家庭等の母等の雇用の促進を図るため。	母子家庭に対する就業支援策として北海道と共同で行っており、母子家庭の就職活動に必要な事業である。	・就業支援～就業相談、就業促進活動(地域の企業に対する母子家庭に関する理解と協力を求める活動)等 ・講習会事業～就業準備、離転職者、起業家支援に関するセミナーの開催ほか ・委託先～社会福祉法人 函館市民生事業協会(高砂母子生活支援施設に併設)	母子家庭の就職活動をサポートしており、自立へ繋がっている。	4,739	現行どおり
31	母子自立支援プログラム策定事業費	あり	0.1	0.0	児童扶養手当受給者の経済的自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、これをもとにハローワークなどと緊密に連携を図りながら、就業まで支援していく。このため、母子生活支援施設に併設の母子家庭等就業・自立支援センターに母子自立支援プログラム策定員を配置し、市の母子自立支援員等と連携して、個々に応じたプログラムを策定し、きめ細かに、確実に、児童扶養手当受給者の自立を図ることを目的とする。	就業を希望し、まだ就職できていない児童扶養手当受給者に対して、個人ごとにきめ細かいプログラムを策定し、ハローワークとの連携を図ることで、就労に結びつくなど、母子の就職に必要な事業である。	児童扶養手当受給者に対して、個別に面談・相談を実施。本人の生活状況、就業への取組、職業能力開発の取組、資格取得への取組、など状況把握と自立に向けた課題を分析する。それらの結果に基づいて個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定する。プログラムに沿いながら、ハローワーク等と連携を図り、就業自立に向けて支援する。 プログラム策定委託料:1件20,000円(国基準額同額)	就職を希望する児童扶養手当受給者に対して、きめ細かい支援を行なうことで就労に結びつくなどの成果がある。	760	現行どおり
32	身元保証人確保対策事業費	あり	0.1	0.0	子どもや女性等の自立支援を図る観点から、母子生活支援施設に入所中または退所した母子に対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人や連帯保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人等を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。	母子生活支援施設等に入所中または退所した母子が、就職やアパート等を賃借する際に身元保証人等が確保できない場合に、必要な事業である。	・被保証人～母子生活支援施設に保護されている者または保護の解除から6か月以内の者であって、適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当な者とする。 ・保証人～母子生活支援施設の施設長または設置主体の代表者 ・保証範囲～就職時の身元保証人や賃貸住宅等の連帯保証人が被った損害に対して全国社会福祉協議会が保証金を支払う。 ・保証期間～1年毎の更新で最長3年	国の通知に基づいて行なっている事業で、身元保証人等のいない母子に対しては有効な事業だが利用実績はない。	41	現行どおり
33	母子自立支援関係経費	あり	0.1	2.0	母子家庭の母や寡婦を対象に生活各般の問題について相談に応じ、その自立に必要な助言・指導を行うことを目的とする。	母子家庭の母や寡婦の生活相談に応ずることで母子世帯の自立に繋がるなど必要な事業である。	市長から委嘱された母子自立支援員(嘱託職員)が、母子家庭および寡婦の相談に応じ、助言・指導とともに、母子寡婦福祉資金貸付金の申請受け等を行なっている。	母子・父子・寡婦家庭の様々な相談に応じて助言・指導をしており、母子家庭等の自立に寄与している。	112	現行どおり
34	つどいの広場事業費	あり	0.1	0.0	乳幼児の保護者の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、乳幼児およびその保護者に相互の交流の場を提供し、子育てに関する相談および援助、情報提供など、地域における子育て支援を行う拠点としての機能を持つ「つどいの広場」を開設し、子育て支援の強化、充実を図ることを目的とする。	核家族化が進み、産後うつ・育児ストレス・児童虐待の問題が発生している現状において、子育て家庭に対して、育児に係る相談や情報提供、交流、助言その他の援助を行うつどいの広場は、子育て支援の環境整備として必要である。	・市内に2か所のつどいの広場を学校法人および社会福祉法人に委託 学法)野又学園「函館短期大学つどいの広場」 社福)育星園「大森浜団地つどいの広場」 ・つどいの広場において、育児相談や親子の交流、子供同士の交流をしている。 ・子育てサロンと合同して、年2回の親子参加イベントを開催	子育て家庭における子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進している。また、親子等の交流の場を開設し、子育てについての相談援助や仲間づくり等により、産後うつや育児ストレスの解消、児童虐待の防止等が図られている。	8,710	現行どおり
35	次世代育成支援行動計画推進経費	あり	0.1	0.0	平成21年2月に策定した「函館市次世代育成支援後期行動計画」の推進にあたり、策定推進委員会において、計画の実施状況を適切に把握・点検・公表するとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施等に反映させる。	次世代育成支援対策推進法において、市町村は国が示す指針に即して、5年ごとに、5年を1期として、次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとされており、本市においては、平成16年度に次世代育成支援行動計画を策定し、平成21年度に後期計画(平成22～26年度)を策定している。計画の推進にあたっては、次世代育成支援対策推進法等において、住民の意見等を聴取しつつ、計画の実施状況を利用者の視点に立って点検・評価および公表するなかで、その後の対策の実施等に反映させが必要であるとされている。	・函館市次世代育成支援後期行動計画の進行管理(全体会議1回、部会1回開催) (25年度以降) ・函館市次世代育成支援後期行動計画期間終了後の新計画の策定～新計画の策定作業、新計画策定に伴うニーズ調査等の実施	少子化の進行に伴い、次世代育成支援対策が急務となっている中で、次世代育成支援行動計画に登載している各事業について住民の意見等を聴取しつつ、進行管理を行うことにより、各種施策の推進に一定の効果が得られている。	146	現行どおり

内部仕分け調書

子ども未来部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
36	保育サービス向上対策費	あり	0.7	2.0	0.0	保育サービスの質の確保と向上を図るため、保育所に対する指導・助言、研修会の開催や関係資料の配付等を行う。	保育所における保育サービスの質の向上を図るためにも、市内の認可保育園に勤務する保育士に対する研修会を開催し、最新の知識・情報の習得に努めさせることは必要である。	・公立・民間保育所の保育士の研修会開催業務	市内保育所に対する指導・監査とともに、保育士を対象とした研修会の開催により、保育所内の事故等の未然防止や、保育サービスの質の向上が推進された。	273	見直し
37	保育所運営費補給金	あり	0.1	0.0	0.0	私立認可保育所対し助成を行うことで、保育の質やサービスの向上等保育内容の充実を図るため	私立認可保育所の保育内容の充実を図るために、必要である。	・私立認可保育所に対し助成 ・積算項目は 臨時保育士雇用費 職員研修費 事務改善費 保育環境整備費 ・民営化した園については上記のほかに 臨時保育士雇用費(乳児加配) 用地貸付料助成費	私立認可保育所において、保育環境および保育内容の充実が図られた。	119,923	見直し
38	函館保育協会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	公立保育所が加入している函館保育協会(市内の認可保育園で構成している任意団体で研修や研究誌の発行、連絡調整を行っている。)の負担金支出のため	函館保育協会は、市内の認可保育所の保育の質やサービスの向上を図るために、各園が情報交換を行うことを主として設置されている団体であり、私立保育園の実態等の情報を得るために、必要な組織である。	・施設割 2,420円×6園×12月 = 174,240円 ・定員割 16円×415人×12月 = 79,680円 計 253,920円	公立保育園において、他の認可保育園との情報交換や交流が進んだ。 公立保育園職員が、函館保育協会主催の研修会に参加し、保育技術等の研さんができた。	254	現行どおり
39	日本スポーツ振興センター給付金	なし	0.1	0.0	0.0	公立保育園に入園している児童が在園中にけがした場合などの病院費用の対応のため。	公立保育園入園児童が在園中にけがした場合などの病院費用の対応のため必要である。	・一般児童分 375円／人・年 ・要保護児童分 65円／人・年	公立保育園に入園した児童が傷害保険に加入でき、万が一の怪我に備えることができた。	157	現行どおり
40	子育てサロン運営経費	あり	1.1	4.0	1.0	乳幼児の保護者の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、乳幼児およびその保護者に相互の交流の場を提供し、子育てに関する相談および援助、情報提供など、地域における子育て支援を行う拠点としての機能を持つ「地域子育て支援センター」(子育てサロン)を開設し、子育て支援の強化、充実を図ることを目的とする。	核家族化が進み、産後うつ・育児ストレス・児童虐待の問題が発生している現状において、子育て家庭に対して、育児に係る相談や情報提供、交流、助言その他の援助を行う子育てサロンは、子育て支援の環境整備として必要である。	・市内3か所の市が運営している子育てサロンの経費 ・サロンにおいて、育児相談や親子の交流、子供同士の交流をしている。 ・私立の6か所のサロンと合同して、年5回の親子参加イベントを開催しているほか、サロンに通えない親子のため、市内の公園および町会館に出向いてサロンを開設	育児に悩む母親の相談に応じたり、仲間作りや親子遊びを学ぶことにより、子育ての孤立化を防ぐことになり、その結果として育児ストレスの解消、児童虐待の防止に繋がっている面がある。	1,544	現行どおり
41	季節保育所運営経費	なし	0.1	0.0	5.0	錢亀沢地区の農業、漁業の繁忙期における農家、漁家の児童を、保護者の労働のために保育に欠ける期間保育し、子育て支援の強化、幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。	季節保育所は、町会による季節保育所運営委員会により設置・運営されており、錢亀沢地区には、地域の主要産業である農業・漁業の繁忙期に児童の保育を託せる季節保育所が必要である。	主に錢亀沢地区の農・漁家の児童を中心に農業・漁業の繁忙期に保育に欠ける児童を保育している。 開所期間:4月～12月 受け入れ年齢:(石崎季節保育所)1歳～5歳 (錢亀季節保育所)1歳6ヶ月～5歳 費用:入所料、年度ごとに3,000円・保育料月8,000円	町会を中心とする地域の支援のもとに、錢亀沢地区の農漁業繁忙期に保育に欠ける児童に良質な保育を提供できた。保育内容も、地域社会との交流や連携が盛んで、地域の子育ての中心的施設となっている。	9,433	見直し